

(存続期間の更新登録の特例)  
第六十八條の二十一 国際登録に基づく商標権については、第十九條から第二十二條まで並びに第二十三條第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 国際登録に基づく商標権についての第二十三條第三項の規定の適用については、同項中「前二項の登録」とあるのは、「国際登録の存続期間の更新」と、同項第二号中「登録番号及び更新登録の年月日」とあるのは、「国際登録の番号及び国際登録の存続期間の更新の日」とする。

(商標権の分割の特例)  
第六十八條の二十三 国際登録に基づく商標権については、第二十四條の規定は、適用しない。

(団体商標に係る商標権の移転の特例)  
第六十八條の二十四 国際登録に基づく団体商標に係る商標権は、第七條第三項に規定する書面を提出する場合を除き、移転することができる。

2 国際登録に基づく商標権については、第二十四條の三の規定は、適用しない。

(商標権の放棄の特例)  
第六十八條の二十五 国際登録に基づく商標権者は、その商標権を放棄することができる。

2 国際登録に基づく商標権については、第三十五條において準用する特許法第九十七條第一項の規定は、適用しない。

(商標権の登録の効果の特例)  
第六十八條の二十六 国際登録に基づく商標権の移転、放棄による消滅又は処分は、登録しなれば、その効力を生じない。

2 国際登録に基づく商標権については、第三十五條において読み替えて準用する特許法第九十八條第一項第一号及び第二項の規定は、適用しない。

(商標原簿への登録の特例)  
第六十八條の二十七 国際登録に基づく商標権についての第七十一條第一項第一号の規定の適用については、同号中「商標権の設定、存続期間の更新、分割、移転、変更、消滅、回復又は処分の制限」とあるのは、「商標権の設定又は処分の制限」とする。

2 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新、移転、変更又は消滅は、国際登録簿に登録されたところによる。

(手続の補正の特例)  
第六十八條の二十八 国際商標登録出願については、第十五條の二(第五十五條の二第一項(第六十條の二第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。又は第十五條の三(第五十五條の二第一項(第六十條の二第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定により、指定された期間内に限り願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標について補正をすることができる。

2 国際商標登録出願については、第六十八條の四十の規定は、適用しない。

(指定商品又は指定役務が二以上の商標権についての特例の特例)  
第六十八條の二十九 国際登録に基づく商標権についての第六十九條の規定の適用については、同条中「第二十四條第四項、第三十三條第一項、第三十五條において準用する特許法第九十七條第一項若しくは第九十八條第一項第一号」とあるのは、「第三十三條第一項、第六十八條の二十五第一項若しくは第六十八條の二十六第一項」と、第七十一條第一項第一号」とあるのは、「第六十八條の二十七第一項において読み替えて適用する第七十一條第一項第一号、第六十八條の二十七第二項」とする。

(国際登録に基づく商標権の個別手数料)  
第六十八條の三十 国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者は、議定書第八條(ア)に規定する個別の手数料(以下この条において「個別手数料」という。)として、一件ごとに、四千八百円(一の区分につき八万円)を加えた額に相当する額を国際登録前に国際事務局に納付しなければならない。

2 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新をする者は、個別手数料として、一件ごとに、十五万円に区分の数を乗じて得た額に相当する額を国際事務局に納付しなければならない。

3 国際商標登録出願及び国際登録に基づく商標権については、第四十條から第四十三條まで及び第七十六條第二項(別表第一号に掲げる部分に限る。))の規定は、適用しない。

(通商産業省令への委任)  
第六十八條の三十一 第六十八條の九から前条までに定めるもののほか、議定書及び議定書に基づく規則を実施するため必要な事項の細目は、通商産業省令で定める。

第三節 商標登録出願等の特例  
(国際登録の取消し後の商標登録出願の特例)  
第六十八條の三十二 議定書第六條(四)の規定により日本国を指定する国際登録の対象であった商標について、当該国際登録において指定されていた商品又は役務の全部又は一部について当該国際登録が取り消されたときは、当該国際登録の名義人であった者は、当該商品又は役務の全部又は一部について商標登録出願をすることができる。

2 前項の規定による商標登録出願は、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の国際登録の国際登録の日(同項の国際登録が事後指定に係るものである場合は当該国際登録に係る事後指定の日)にされたものとみなす。

一 前項の商標登録出願が同項の国際登録が取り消された日から三月以内にされたものであること。

二 商標登録を受けようとする商標が前項の国際登録の対象であった商標と同一であること。

三 前項の商標登録出願に係る指定商品又は指定役務が同項の国際登録において指定されていた商品又は役務の範囲に含まれていること。

3 第一項の国際登録に係る国際商標登録出願についてパリ条約第四條の規定による優先権が認められていたときは、同項の規定による商標登録出願に当該優先権が認められる。

4 第一項の国際登録に係る国際商標登録出願について第九條の三又は第十三條第一項において読み替えて準用する特許法第四十三條の二第二項の規定による優先権が認められていたときも、前項と同様とする。

5 第一項の規定による商標登録出願については、第十條第一項の規定の適用については、同項中「商標登録出願の一部」とあるのは、「商標登録出願の一部(第六十八條の三十二第一項の国際登録において指定されていた商品又は役務の範囲に含まれているものに限る。)」とする。

(議定書の廃棄後の商標登録出願の特例)  
第六十八條の三十三 議定書第十五條(五)(b)の規定により、日本国を指定する国際登録の名義人が議定書第二條(一)の規定に基づく登録出願をする資格を有する者でなくなつたときは、当該国際登録の名義人であつた者は、当該国際登録において指定されていた商品又は役務について商標登録出願をすることができる。

2 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の規定による商標登録出願に準用する。この場合において、前条第二項第一号中「同項の国際登録が取り消された日から三月以内」とあるのは、「議定書第十五條(三)の規定による廃棄の効力が生じた日から二年以内」と読み替えるものとする。

(拒絶理由の特例)  
第六十八條の三十四 第六十八條の三十二第一項又は前条第一項の規定による商標登録出願についての第十五條の規定の適用については、同条中「次の各号の一に該当するとき」とあるのは、「次の各号の一に該当するとき又は第六十八條の三十二第一項若しくは第六十八條の三十三第一項の規定による商標登録出願が第六十八條の三十二第一項若しくは第六十八條の三十三第一項若しくは第六十八條の三十二第二項各号(第六十八條の三十三第二項において読み替えて準用する場合を含む。))に規定する要件を満たしていないとき」とする。

2 国際登録に係る商標権であつたものについての第六十八條の三十二第一項又は前条第一項の規定による商標登録出願(第六十八條の三十七及び第六十八條の三十九において「旧国際登録に係る商標権の再出願」という。))については、第十五條(第一号及び第二号に係る部分に限る。))の規定は、適用しない。

(商標権の設定の登録の特例)  
第六十八條の三十五 第六十八條の三十二第一項又は第六十八條の三十三第一項の規定による商標登録出願については、当該出願に係る国際登録の国際登録の日(国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日)から十年以内に商標登録をすべき旨の査定又は審決があつたときは、第十八條第二項の規定にかかわらず、商標権の設定の登録をする。